

令和8年度外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金 留意事項

【交付申請に係る様式の種類について】

○今年度から新たに「交付申請書兼請求書 様式第7号（第12条関係）」を追加しました。各法人において、申請時の状況を踏まえ、適切に様式を選択してください。

①申請時において、**全ての取組みを完了しており、支払いまで完了している場合**

→**交付申請書兼請求書 様式第7号（第12条関係）**を使用

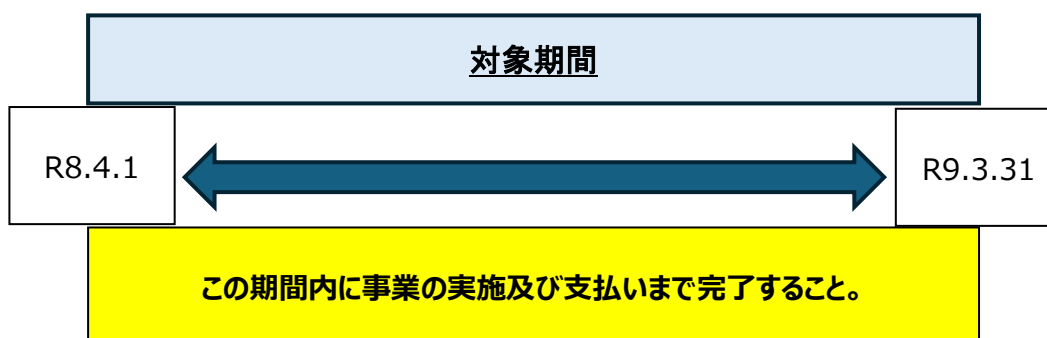
※**1度の申請で、申請、実績報告、請求の全てが完結します。**

②その他の場合（申請時に各取組みの実施前、全ての支払いが完了していない等）

→**交付申請書様式 第1号（第4条関係）**を使用

【補助対象期間及び補助対象経費について】

○令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に実施し、支払いまで完了しているものであること。



○実施要領のとおり、下記の取組が補助対象となります。

ア 外国人介護職員の生活支援に必要な取組

イ 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組

ウ 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組

○対象外経費と整理しているもの

下記の経費については、補助金の目的に合致しない、又は、補助金の性質上、補助対象として整理することが困難であるため、補助対象外とします。

・監理団体、登録支援機関に対する手数料、委託料

・外国人介護職員の入国時に要する、航空運賃、その他交通費

・親睦を深めるための懇親会（飲み会）等、飲食が伴うもの

・食料品の購入費用

・賃貸物件に係る契約手数料、敷金、礼金、鍵の交換費用、清掃費用、町内会費、水道光熱費等

【各申請に係る提出書類について】

○別紙1 内訳書（Excelファイル）

※処理の都合上、ホームページ上のフォームからのご提出願います。

○補助対象経費に係る見積書等の算出根拠書類

※申請者と見積書等の宛先が一致しているか必ずご確認ください。ただし、見積書等の宛先が各施設・事業所名である場合は、申請者（法人）が運営している施設・事業所であることが分かるよう、補足してください。

○外国人介護人材の受入状況（予定を含む。）を確認できる書類

（雇用契約書、雇用保険被保険者資格の取得届書の写し、給与明細等）

※確認したい点は、**氏名と雇用開始日**です。申請時に雇用開始日が未確定の場合は、雇用契約書や計画書等を提出し、雇用開始後、追加で証明書類を提出してください。

※特に、生活に必要な備品等の購入経費は令和8年度中に雇用を開始、又は開始する外国人介護職員の人数分に限られているため、必ず当該年度中の雇用開始であることを証明してください。

○振込口座情報

県の会計システムに登録している口座情報と突合を行います。
未登録、修正が必要な場合は別途ご連絡いたします。

○家賃補助内訳書※参考様式

家賃補助を対象経費として申請する場合にご活用ください。

対象経費等を明確に整理するためのものですので、各法人において、別途整理した書類等があれば、それらを提出いただいても支障ありません。